仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
（担当：足立、今井　075-611-5371）

1　業務名

通行制限看板補修

2　業務概要

通行制限看板の文字が消えているため、看板の文字がわかるように補修するもの。

3　履行期間

契約締結の日から令和９年１月１５日まで

4　履行場所

伏見区深草芳永町地内　（一般市道深草疎水通）

5　業務範囲

「位置図」、「現況写真」のとおり。

6　業務内容

現在設置されている看板の文字がわかるように補修するもの。

また、看板は結束バンド等で確実に固定すること。

（既存の看板と同様の看板を制作設置、又は反射ターポリン（黄色）等を文字加工のうえで既存看板に貼付ける等、手段は選ばない。）

※レイアウト図を作成のうえで、事前に監督員の確認を得ること。

7　支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

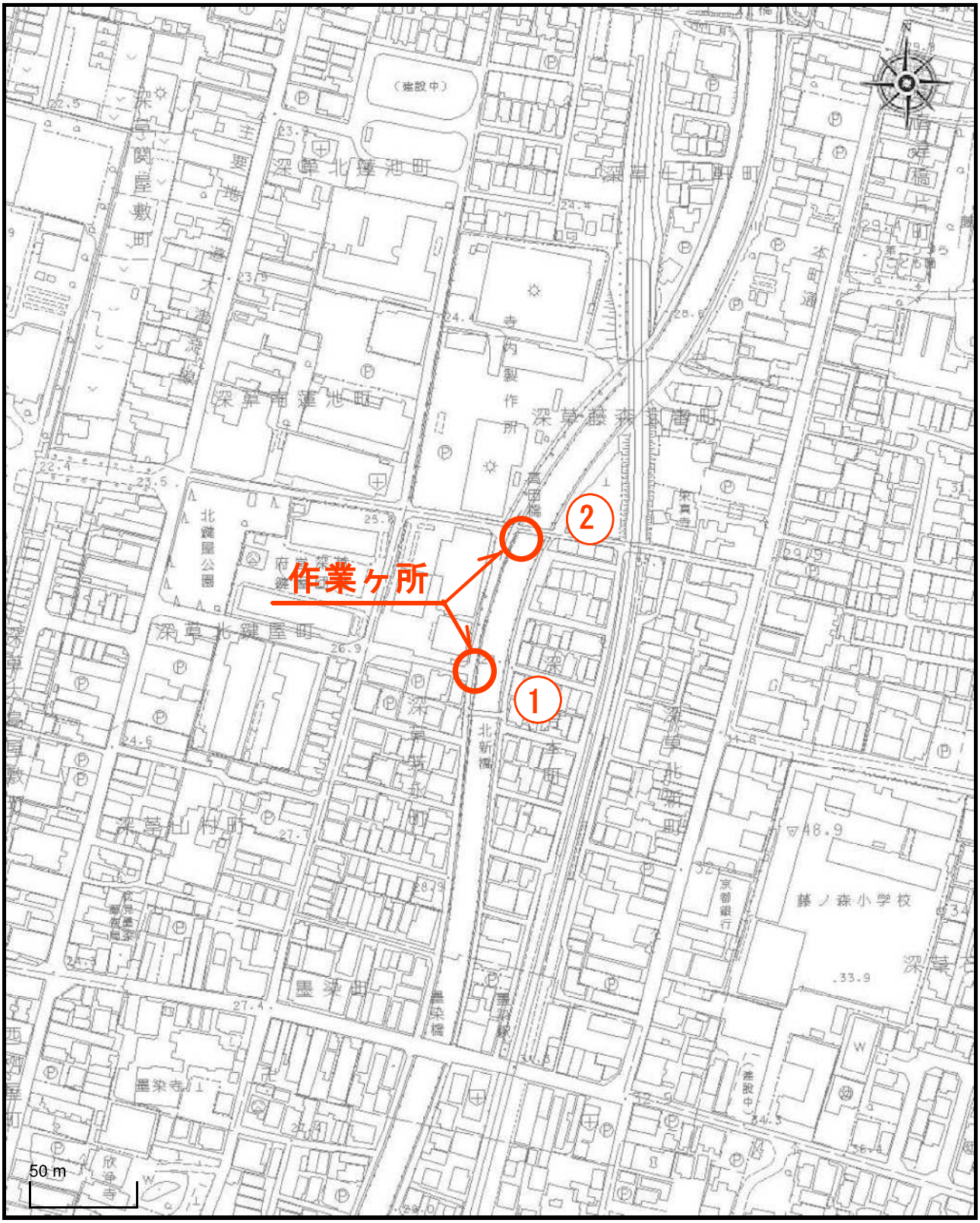
8　留意事項

・貼付けとする場合は、経年劣化を考慮して、十分な耐久性を有するものとすること。
・見積もりにあたっては、現地確認のうえで適切と判断した方法で提案することとし、方法及び使用材料を見積書に記載すること。
・作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。
・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と施工時期、施工位置及び、施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。
・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。
・作業中、通行人等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。
・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。
・平日の午前９時から午後５時の間に作業を行うこととし、通行人の安全確保に努めること。

・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。また、本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
・業務実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。

位置図

（通行制限看板補修作業）



1 / 2500

通行制限看板補修作業　構造図

400mm

1,600mm



※看板寸法は現地確認のうえで、既存看板と同様の大きさとすること。

通行制限看板補修作業　現況写真







